平成２６年（フ）第１８１０号
名古屋市南区平子２丁目18番14号　レオパレス新瑞橋201号
債務者　大西　光雄
1　決定年月日時　平成26年12月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月９日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第１８９号
三重県津市河芸町千里ヶ丘58番地３
債務者　脇谷　　卓
1　決定年月日時　平成26年12月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月９日まで
津地方裁判所破産係

平成２６年（フ）第５９８号
兵庫県西宮市神原５番２―205号
債務者　菊池　幸子
1　決定年月日時　平成26年12月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月９日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２６年（フ）第６００号
兵庫県尼崎市西川２丁目32番１―301号、前住所兵庫県尼崎市田能３丁目４番25―507号
債務者　清水重夫こと　韓　　在滉
1　決定年月日時　平成26年12月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月９日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２６年（フ）第６３０号
兵庫県西宮市西宮浜４丁目８番３―703号
債務者　清田寿美代
1　決定年月日時　平成26年12月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月９日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２６年（フ）第６３１号
兵庫県西宮市甲山町53―20　一般財団法人仁明会　仁明会病院、住民票上の住所兵庫県尼崎市武庫町１丁目26番７―203号
債務者　富高　健三
成年後見人　富高サキ子
1　決定年月日時　平成26年12月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月９日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２６年（フ）第２４３号
徳島県徳島市住吉４丁目10番60―502号　第１三宅ビル
債務者　大川　淳子
1　決定年月日時　平成26年12月８日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月９日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第２６２号
徳島県徳島市二軒屋町１丁目39番地、旧住所千葉県習志野市大久保３丁目15番４　ソレイユツダヌマ204号
債務者　富川奈津子（旧姓炭田）
1　決定年月日時　平成26年12月８日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月９日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第１９号
愛媛県宇和島市宇和津町２丁目４番17号
債務者　清家　　忠
1　決定年月日時　平成26年12月９日午前11時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月９日まで
松山地方裁判所宇和島支部

平成２６年（フ）第２１号
高知県安芸郡東洋町野根丙2205番地１
債務者　片岡　鶴雄
1　決定年月日時　平成26年12月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月９日まで
高知地方裁判所安芸支部破産係

平成２６年（フ）第６３号
福岡県田川郡糸田町2633番地２
債務者　粟戸　一雄
1　決定年月日時　平成26年12月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月９日まで
福岡地方裁判所田川支部

平成２６年（フ）第６４号
福岡県田川郡糸田町2633番地２
債務者　粟戸真由美
1　決定年月日時　平成26年12月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月９日まで
福岡地方裁判所田川支部

平成２６年（フ）第３１３号
大分市政所２丁目６番30号
債務者　志村　憲司
1　決定年月日時　平成26年12月８日午後２時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月９日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２６年（フ）第３１４号
大分市大在中央１丁目２番21号
債務者　姫野　浩二
1　決定年月日時　平成26年12月８日午後２時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月９日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２６年（フ）第３１５号
大分市横田２丁目17番35号
債務者　姫野　仁美
1　決定年月日時　平成26年12月８日午後２時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月９日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２６年（フ）第３４０号
大分市今津留２丁目１番27号　ラトゥール今津留502
債務者　後藤　明美
1　決定年月日時　平成26年12月８日午後２時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月９日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２６年（フ）第２９４号
宮崎市恒久南３丁目10番地28　松田コーポ203号
債務者　中村賢太朗
1　決定年月日時　平成26年12月９日午後４時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月９日まで
宮崎地方裁判所破産係